平成２７年（フ）第３７９７号
大阪市平野区瓜破４丁目１番３－702号
債務者　牧野　一幾
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８９４号
大阪府寝屋川市萱島信和町12番18号（103号）
債務者　鈴木　信一
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８９５号
大阪府寝屋川市萱島信和町12番18号（103号）
債務者　鈴木　芳美
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２号
岩手県一関市厳美町字中道198番地
債務者　柿田　　薫（旧姓中瀬）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１２８号
山形県尾花沢市大字尾花沢1578番地６　市営下新田団地143号
債務者　佐藤香保里
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３４号
山形市西原１丁目９番地の６
債務者　内田　明美
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３６号
山形市清住町１丁目１番47号　コーポ吉田103号
債務者　長岡　利之
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
福岡県行橋市大字宝山568、住民票上の住所福岡県京都郡苅田町富久町２丁目20番地８
債務者　上川まゆみ
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
北海道北見市高栄東町２丁目12番５号、旧住所北海道網走郡美幌町字元町28番地109
債務者　大川　敏治
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
静岡県御殿場市中畑700番地の18
債務者　勝又　美保
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９７７号
さいたま市桜区栄和４丁目21番19―301号
債務者　千種　理沙（旧姓奈良岡）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
埼玉県越谷市南町１丁目19番17号　カーサビアンカ205
債務者　佐々木貴哉
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３９２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里第二団地３街区32棟408号
債務者　高科　剛幸
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
埼玉県越谷市東越谷１丁目10番地５　リバーサイド秀和114号
債務者　保坂　栄一
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３９７号
埼玉県越谷市東越谷１丁目10番地５　リバーサイド秀和114号
債務者　保坂　史子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
埼玉県本庄市児玉町秋山2360番地１
債務者　関口　忠彦
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０１号
新潟県長岡市水道町１丁目５番８号、前住所新潟県長岡市宝４丁目１番地16　マンションエクセル103号室
債務者　丸山　美紀
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
新潟県長岡市前田３丁目４番７号
債務者　菊池　盛一
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係